

監査結果報告書

平成26年 5 月 22日

青森県知事 三村 申吾 殿

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき平成25年度理事の業務の執行状況及び社会福祉法人新生会の財産の状況について監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

社会福祉法人 新生会

監事

沼尻 興四郎

監事

田浦 政男

監 査 日 時	平成26年5月21・22日(水・木曜日)	9時 ~ 16時
監 査 場 所	上北療護園内、あかまつ園内	
監 査 実 施 内 容	別紙1、2の通り	
監 査 結 果	監事の意見(該当しないものは削除し、下欄の指摘事項に記載する) (1)事業報告は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (2)財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (3)貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (4)資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。	
	指 摘 事 項	